

## 著作権隣接権と JASMAT への対価支払いについて

著作権隣接権は、いわゆる著作権とは異なり「その著作物の創作者ではないが、著作物の伝達に重要な役割を果たす実演家や放送事業者に認められた権利」のことをいいます。CATV で地上波放送を行うにあたり全国の CATV 事業者は制度がスタートした 2014 年から、著作権隣接権の対価を各放送局に対し支払っています。

それに対し全国の民放局は、著作権隣接権の対価請求などの業務を日本テレビジョン放送著作権協会 (JASMAT) という団体に委託していますが、そこで設定された著作権隣接権に対する対価（価格）には区域内放送（加入者 1 世帯あたり年間 24 円）、区域外放送（同 120 円）、重複波等（同 600 円）といった形で、放送の受信形態を区分した不明瞭な格差が設けられていました。

- 徳島県内には民放局が 1 局しかなく、関西民放局の放送を視聴することは必須であること
- 徳島でのテレビ視聴において関西民放局を区域外として取扱うことに納得ができない
- 区域内、区域外の対価に 5 倍もの大きな差が設けられていて、その理由が不明瞭
- 讀賣テレビが明確な理由のないまま重複波に区分され、区域内と比較すると 25 倍もの高額な対価が発生するため、この内容では放送の取りやめか加入者への値上げに繋がってしまう

このため当社ではこの対価請求に関して 2014 年の制度スタート以前から一貫して、JASMAT や関係団体、文化庁などへの質問や適正な運用の申入れを繰り返してきましたが納得のいく回答を得ることができませんでした。

2016 年からは東京地方裁判所および知的財産高等裁判所においてその正当性を主張し続け、知的財産高等裁判所より 2019 年 10 月に判決が言い渡されました。その結果、区域内・区域外の別は残るものの重複波の格差については消失し、また関西民放局の放送についてもこれまでの経緯や地域事情を鑑みた一定の評価、結論を得ることができました。

**【知的財産高等裁判所平成 31 年（ネ）第 10018 号 令和元年 10 月 23 日判決】**

その後当社と JASMAT 双方での交渉を経て、当社としては判決の一部分に疑義の残る部分はありますが当社の主張の多くを認めていただけたことから、今般 JASMAT との契約を正式に締結することとなりました。

当社としましてはこの度の結果と意義を踏まえ、今後も引き続き加入者の皆様をはじめ地域の方々のために尽力を続けてまいりますので、今後とも何卒ご支援の程よろしくお願いいたします。

2021 年 3 月  
株式会社ひのき（キューテレビ）